◎新潟県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　黒倉野中線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
東蒲原郡阿賀町七名字黒倉乙2817番３から	新	8.4～18.0メートル	376.0メートル
同郡同町七名字経塚峯乙3057番５まで	旧	5.2～18.0メートル	385.0メートル